

ふれあい情報

2018年 4月18日(水) 第279号

■発行 日本退職者連合
 ■発行人 菅井 義夫
 ■連絡先 〒101-0062
 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11

<TEL> 03-5295-0507 <FAX> 03-5295-0541 <e-mail> ntr@sv.rengo-net.or.jp

バクチで経済成長なんてとんでもない

国民世論の70%以上がカジノ賭博合法化に反対



▲閣議決定に向けた動きに対し、国民運動で世論を盛り上げていくことを確認した日弁連の第10回カジノ推進法に関する意見交換会。(4月16日、霞ヶ関・弁護士会館)

バクチで経済成長を目論む安倍政権が、カジノ賭博実施法の今国会での成立に向けて、4月末にも同法案を閣議決定し、国会上程を強行しようとしています。カジノ賭博合法化阻止に取り組んできた日弁連は、70%以上が反対する国民世論を国会にぶつけるため、5月9日(水)に国会請願デモを実施することを決めました。退職者連合は、この行動に全力で参加して、「高齢者の懐を狙うカジノ賭博は許さない」という怒りの声をあげます。

5月9日にカジノ反対で国会請願デモ実施へ

日弁連 決意明らかに

「政府は4月27日に閣議決定しようとしている。国民世論の70%以上がカジノ反対だ。今こそ、外に見える運動をきちんとしていきたい」

4月16日に開かれた日弁連のカジノに関する意見交換会の席上、退職者連合や中央労福協など参加した各団体の代表者を前に、新里宏二弁護士(WG座長)は、日弁連の決意を述べました。

行動を成功させよう

ギャンブル依存症、反社会勢力の横行、高齢者や青少年など市民の生活破壊など大きな問題を引き起こすカジノ賭博合法化は許せません。そのためにも国会請願デモを成功させなければなりません。

「今こそ、外に見える運動をきちんとしたい」
 新里宏二弁護士がデモ参加を呼びかけ
 (日弁連カジノ・ギャンブル問題検討ワーキンググループ座長)

<実施内容>

1. 名称 カジノ解禁推進法の廃止を求める5.9国会請願デモ
2. 日時 5月9日(水)
12:00~ ○集合 11:30
3. 場所 日比谷公園・霞門(集合)
4. 請願 衆・参議員面会所前
5. 主催 日本弁護士連合会(日弁連)
6. 共催 退職者連合、中央労福協ほか



▲政府・与党は、「カジノ施設の整備は、観光先進国にふさわしい」とうそぶき、国会での成立を急ぐが、とんでもない話だ。

今国会での消費者契約法の実効ある改正が求められる

消費者被害は約 4.8 兆円(消費者庁発表)

激増する悪質商法による 高齢者の消費者被害

昨年の消費者被害・トラブル額の総額は、4兆8千億円(2017年6月、消費者庁発表)。とくに判断力が低下した高齢者を狙った悪質な訪問販売や電話勧誘販売で高齢者が不本意な契約を結ばされるトラブルが増加しています。こうした被害を救済するため、今通常国会で消費者契約法の改正が審議されています。改正案は、消費者被害の防止・救済の道を広げる内容となっており、「悪質商法から高齢者をどう守るのか」。審議会での実りある検討を経て、今国会での成立が強く求められています。なお今通常国会での消費者契約法改正実現を求めて全国消費者団体連合会(全国消団連)は、4月17日、院内集会を開きました。

「つけこみ型勧誘への取消権」強化へ

改正案では、就職セミナーや霊感商法、健康食品などで「不安をおおる」勧誘、恋人「関係を濫用」した勧誘、竿竹を勝手に切断、「こんなに説明させておいて」と迫るなど

消費者委員会が懸念

2014年8月に内閣総理大臣から消費者契約法改正について諮問を受け、2017年8月に答申した消費者委員会は、3月8日に意

見書を消費者庁に出しました。

それは今回閣議決定された改正案の中の「つけこみ型勧誘」について「生活上の経験が乏しいこと」との文言(法律案での要件)が委員会に知らされないまま、消費者庁によって一方的に付加されたことへの懸念です。

意見書には「付加されたことよって特に若年層の被害対応に重点がおかれたもの」とし、高齢者被害への対策が抜け落ちていると指摘しました。消団連もこの点を強く批判しました。

弱腰の消費者庁に唖然

この文言付加について集會に参加し、法案説明した消費者庁の担当者は「事業者への配慮」と説明しました。

会場からは、「配慮は与党へのおもねり。弱腰だ」「悪質商法はまっとうな事業、



事業者と言えるのか」など厳しい声が出され、「消費者庁は現場を大切にし、消費者の立場に寄り添うべきだ」などの発言がありました。

消団連と連携し法改正へ

退職者連合は、消団連と連携して消費者契約法の改正実現に向けて政策要求や要請行動などを取り組んでいきます。

消費者契約法とは

お店で買物、通販、訪問販売などあらゆる場面で①悪質なセールスのせいで契約しても取消できる②不公平、不当な契約内容は、無効にできるなど、消費者のトラブルを予防・解決するための法律です。(2001年4月施行)

ホームページは退職者連合で検索を

退職者連合 検索

▲集会には、与野党の衆・参国會議員や消費者団体関係者など108人が参加。退職者連合からは菅井義夫事務局長、林道寛副事務局長、青柳久子副事務局長の3人が参加した。(4月17日、衆議院第2議員会館)